

医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会について

〔平成26年7月1日〕
社会保障制度改革推進本部決定

1. 社会保障制度改革推進本部令（平成26年政令第218号）第1条の規定に基づき、社会保障制度改革を推進する観点から、地域横断的な医療・介護情報の活用方策等の調査及び検討を行うため、医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会（以下「専門調査会」という。）を置く。
2. 専門調査会の委員は、医療・介護情報の活用方策等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
3. 専門調査会の会長は、委員の互選により決定する。
4. 専門調査会は、関係機関に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
5. 専門調査会は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。
6. 専門調査会は、必要があると認めるときは、専門調査会にワーキンググループを置くことができる。
7. 専門調査会の庶務は、関係府省の協力を得て、内閣官房において処理する。
8. 前各号に掲げるもののほか、専門調査会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が定める。